

同日選と緊急事態条項

写真は中日新聞 3 月 31 日朝刊である。金井辰樹政治部長が安保より「増税」「同日選」と 3 月をつづる。その下に公明代表、同日選決断なら容認とある。これまで慎重姿勢だった公明容認ときたら、衆参同日選の勢いは高まるばかりだ。でも、どう考えてもおかしい。

そんなとき表題の中日新聞 4 月 3 日朝刊「中日新聞を読んで」に目がとまった。憲法学者の愛敬浩二・名大教授の指摘に同感することが多いので紹介したい。

3 月 30 日、公明党の山口那津男代表は安倍晋三首相と官邸で会談した際、首相が衆参同日選を決断した場合、与党としてそれを受け入れるとの考えを示したと、翌日の本紙朝刊は伝えている。衆議院が解散されると、次の総選挙で新しい議員が選ばれるまで、衆院議員は一人も存在しないことになる。しかし、その間に国会の開会を必要とする緊急事態が生ずる可能性は否定できない。この事態への対応として、日本国憲法が用意したのが、参議院が臨時に国会を代行する「参議院の緊急集会」という制度である(憲法 54 条)。参院議員は半数ずつ改選されるので、衆参同日選を、もし改選議員の任期満了後に行うとすると、半数の参院議員しか緊急集会に出席できない。つまり、参議院の緊急集会では、120 人程度の参院議員で国会の活動を代行しなければならなくなる。

自民党は自然災害やテロリズム等の緊急事態の際、内閣に権限を集中するため、憲法を改正して緊急事態条項を創設すべしと提言している。自民党の改憲草案を読むと、緊急事態の際に国会が活動できなくなると困るので、国会議員の任期を特別に延長することを可能にする緊急事態条項が必要だとも主張している。昨年 11 月のパリ同時多発テロ事件以降、緊急事態条項のための憲法改正を 7 月の参院選の争点にすべきだとの議論が政府与党内で力を得ている。蓋然性は低いとしても、理屈上は、緊急事態が起きた場合、国会としての対応を参院選の半分だけに担わせることになりかねない同日選で、緊急事態の際に議員任期延長を可能にする憲法改正の是非を問うというのは、いささか矛盾しているように思える。それは措いても、「仮想敵国」と向かい合う日本海側に多くの原発を設置しておいて、緊急事態条項のための憲法改正を云々すること自体が矛盾であろう。政府与党は、もう少しまじめに考えてから、憲法改正の争点にするべきではないか。



(2016 年 4 月 9 日)